

令和 3 年 第 12 回白石町農業委員会議事録

1. 開催日時 令和 3 年 12 月 6 日 (月) 午前 9 時 00 分～11 時 00 分

2. 開催場所 白石町役場 3階大会議室

3. 出席委員 (37 人)

1 番 木下善明 委員	2 番 溝口俊弘 委員	3 番 外尾正則 委員
4 番 藤井啓二 委員	5 番 森口弘実 委員	6 番 大串 勝 委員
7 番 川崎勝巳 委員	8 番 渕上 誠 委員	9 番 久原 勤 委員
10 番 川崎哲朗 委員	11 番 池上勝文 委員	12 番 川崎正明 委員
13 番 橋本重吉 委員	14 番 香月幸雄 委員	15 番 山下正行 委員
16 番 江口和広 委員	17 番 土井哲夫 委員	18 番 津田 保 委員
19 番 森 邦之 委員	20 番 有田勝也 委員	21 番 川崎敏樹 委員
22 番 中村康則 委員	23 番 香月伸幸 委員	24 番 溝上博信 委員
25 番 岩石 学 委員	26 番 川崎照子 委員	27 番 田口千津子委員
28 番 片渕秋正 委員	29 番 香月藤芳 委員	30 番 香月一夫 委員
31 番 松尾利助 委員	32 番 光武直広 委員	33 番 筒井政信 委員
34 番 外尾美津子委員	35 番 一ノ瀬美佐子委員	36 番 津田裕之 委員
37 番 片渕久司 委員		

4. 欠席委員 (0 人)

5. 議事日程

第 1 議事録署名委員の指名

- 第 2 (1) 農地法第 4 条の規定による許可申請について
(2) 農地法第 5 条の規定による許可申請について
(3) 農地の買受適格証明願 (転用目的) について
(4) 令和 3 年白石町農用地利用集積計画 (12 号) の承認決定について
(5) 農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づくあっせん委員の指名について

報告事項

- (1) 合意解約の報告
(2) あっせん申し出の取り下げについて

業務連絡事項

- (1)令和 4 年 第 1 回農業委員会総会の日時及び場所
日時・場所 令和 4 年 1 月 5 日 (水) 9 時 00 分 白石町役場 3 階大会議室
(2)その他
・ 農業委員会だより (第 25 号) について
・ 報酬等の支払いについて

6. 農業委員会事務局職員

事務局長

久原正好

課長補佐兼農地農政係長	西村博幸
農地農政係長	永石智子
農地農政係	香月麻里

7. その他出席職員

農業振興課 農政係長 石隈宏文

JA さが杵藤エリア

白石地区理事代表 小川英樹

白石地区理事代表 小野康文

JA さが白石地区営農経済センター

センター長代理 木村昌則

農産課係長 小川信治

農産課係長 武富智洋

8. 会議の概要

事務局長 それではただいまより、令和3年12月第12回白石町農業委員会総会を開会いたします。

会長 挨拶

事務局長 ありがとうございました。

本日は、欠席届等はなく、ただ今の出席委員は37名中37名で、定数に達しておりますので、総会は成立しております。

この後の議事進行につきましては、農業委員会会議規則により会長が務めます。それではお願いいたします。

議長 それでは、議事に入る前に本日の議事録署名委員を指名いたします。本日の議事録署名委員は、33番筒井政信委員、34番外尾美津子委員を指名いたします。これより議事に入ります。

= 議案番号第193号 =

議長 はじめに、1.「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題といたします。議案番号第193号、事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第193号。

申請農地は、大字福富字昭和搦〇〇番、田608㎡です。

申請者は、白石町大字福富〇〇番地（南区）〇〇氏です。

転用目的からその他参考事項は、議案書のとおりです。

農地区分は、農用地区域内農地。

農地区分の該当事項は、市町が定める農業振興地域整備計画において、農用地区域内にある農地でございます。

許可基準の該当事項としまして、用途区分の変更でございます。

土地改良施設等への影響もなく、その他許可要件も全て満たしていることから、申請は妥当と判断し受理しております。

議案の位置図は、1ページから2ページをご覧ください。

以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて地元委員の補足説明をお願いします。〇番 〇〇委員。

委員 〇番の〇〇です。

地元農業委員として12月3日に事務局と現地確認を行いました。

今回の申請は、農業用機械倉庫、育苗施設の整備を目的とするものであります。周辺農地への影響もなく、区長、生産組合長などからも同意を得られていることから、転用はやむを得ないと判断致します。

なお、以前から既に無断で転用されていることについては十分指導しております。ご審議をお願いします。

議長 ありがとうございます。地元委員の補足説明が終わりました。質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第 193 号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 193 号は原案のとおり申請を許可相当と認め、知事に進達することに決定いたします。

＝議案番号第 194 号＝

議長 続きまして、議案番号第 194 号を事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第 194 号。

申請農地は、①番から⑧番までございまして、大字福富字東観音〇〇番、畑 31 ㎡、同じく〇〇番、田 97 ㎡、〇〇番、田 550 ㎡、〇〇番、畑 192 ㎡、〇〇番、畑 93 ㎡、〇〇番、畑 32 ㎡、大字福富字浅右エ門搦〇〇番、田 45 ㎡、大字福富字南喜太夫搦〇〇番、田 197 ㎡、計 1,237 ㎡です。

申請者は、白石町大字福富〇〇番地（南区）〇〇氏です。

転用目的からその他参考事項は、議案書のとおりです。

農地区分は第 1 種農地。

農地区分の該当事項は、①から⑥までは、特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地でございます。

許可基準の該当事項としまして、②、③、⑥につきましては、農業用施設、農畜産物処理加工施設、農畜産物販売施設でございます。

① と⑤につきましては、既存の施設の拡張でございます。

④につきましては、住宅、その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものでございます。

つぎに、⑦、⑧につきまして、農地区分の該当事項は、概ね 10ha 以上の規模の

一団の農地の区域内にある農地でございます。

許可基準の該当事項としまして、⑦は、農業用施設、農畜産物処理加工施設、農畜産物販売施設、⑧につきましては、既存の施設の拡張でございます。

土地改良施設等への影響もなく、その他許可要件も全て満たしていることから、申請は妥当と判断し受理しております。

議案の位置図は、3 ページから 4 ページをご覧ください。

以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて地元委員の補足説明をお願いします。
○番 ○○委員。

委員 ○番の○○です。

地元農業委員として 12 月 3 日に事務局と現地確認を行いました。

今回の申請は、既に無断で転用されている農業用倉庫、車庫、庭の整備、また、新たに農業経営の規模拡大による蓮根選果場、従業員駐車場、農業用資材倉庫、農業用資材置場の整備を目的とするものであります。

転用申請については、周辺農地への影響もなく、区長、生産組合長からも同意を得られていることから、転用はやむを得ないと判断致します。

また、無断で転用されていることについては、十分指導しております。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。地元委員の補足説明が終わりました。
質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第 194 号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 194 号は原案のとおり申請を許可相当と認め、知事に進達することに決定いたします。

＝ 議案番号第 195 号 ＝

議長 続きまして、2.「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を議題といたします。議案番号第 195 号、事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第 195 号。権利の種類は所有権移転、売買です。

申請農地は、大字福田字秀杉〇〇番、田 3,030 m²、同じく〇〇番、田 3,037 m²、同じく〇〇番、田 3,581 m²、同じく〇〇番、田 3,602 m²、計 13,250 m²です。

譲渡人は、白石町大字廿治〇〇番地（廿治新村北）〇〇及び白石町大字廿治〇〇番地（廿治新村北）〇〇氏です。

譲受人は、佐賀市栄町〇番〇号（佐賀市）〇〇氏です。

転用目的は農業用共同乾燥施設で、事由は受益地区内 6 施設の共乾施設再編整備となります。事業概要からその他参考事項は、議案書のとおりです。

農地区分は第 1 種農地。

農地区分の該当事項は、特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地でございます。

許可基準の該当事項としまして、農業用施設、農畜産物処理加工施設、農畜産物販売施設でございます。

土地改良施設等への影響もなく、その他許可要件も全て満たしていることから、申請は妥当と判断し受理しております。

議案の位置図は、5 ページから 6 ページをご覧ください。

また、この案件につきましては、〇〇・〇〇・〇〇地区共乾の再編施設整備に伴うものであり、転用面積も広く大規模な事業となるため、事業主体の〇〇からお越しいただいておりますので、概要説明、補足よろしくお願いいたします。

〇〇理事 おはようございます。営農を担当しております理事の〇〇と申します。今日は、よろしく申し上げます。

今説明がありましたように、〇〇においては、いろいろな集出荷施設なり、そういった建物等の設置で、みなさん方には、農地転用という面から、いろいろご迷惑、ご理解いただいていること、協力いただいていること、お礼申し上げたいと思えます。本当にありがとうございます。

今回は、今ありましたように、〇〇・〇〇・〇〇の 3 地域の共乾施設の再編でございます。農地転用ということで、あともって、職員が概略説明いたしますけれども、ある程度の面積をご相談するものであります。このあとご審議いただくという事でよろしく申し上げます。

〇〇職員 〇〇センターで共乾再編整備を担当している〇〇と言います。よろしく申し上げます。

私のほうから、共乾再編計画の概要について説明をいたします。〇〇・〇〇・〇〇地区内の 6 共乾施設につきましては、整備後、新しいものでも 31 年、古いものでは 47 年を経過しております。老朽化による更新・改修費の高額化、農家高齢化と、季節雇用による労働力確保の困難、それから、米の作付け権に伴う処理量の減少等による運営の悪化等、様々な課題が山積みであり、早急な改善が必要となっているような状況でございます。

3 地区を対象に、共乾再編整備を計画いたしております。3 ヶ所の地区内で 2 施

設での運営を考えております。現行の〇〇干拓共乾をサブ施設として、活用をして、今回申請をしております土地に新たな施設を建設して、2ヶ所での運営を計画しております。基幹の施設では、米の荷受け・出荷調製まで行いますが、サブ施設になります〇〇干拓共乾においては、荷受と仮乾燥を行ったあと、大型トラックでの基幹施設への搬送を行い、調製を行うというふうな、ここ数年では他地区共乾での大型再編に伴う運営方式に倣って計画をいたしているものでございます。

共乾の再編場所の選定理由につきましてお伝えをしたいと思います。とっております。

1つ目に、先ほど申し上げたとおり〇〇の干拓施設からの基幹施設への横持ち転送を大型トラックで行いますので、広域農道等の大きな道路に面していて、大型トラックや、生産者の頻繁な搬入など、人・物の出入りがしやすいこと。

2つ目に、大型乾燥機等による乾燥調製後、フォークリフト作業など住宅地から離れているために、近隣住民に、騒音・ほこり等で迷惑をかけにくいこと。かつ、13,000 m²以上のまとまった土地が確保できること。

3つ目に、先ほどの2点を前提として、現〇〇干拓共乾の位置と、受益地区内での2施設間の距離を考慮して、今回、提案をしております土地の選定を行っております。

共乾施設の建設につきましては、補助事業を活用する計画をしております。総事業費で28億8千万うち、国庫事業で12億9千万を計画しております。産地基盤パワーアップ事業を活用して、共乾施設の再編を計画しております。

今後のスケジュールについては、許可が下りれば、年明け1月から用地の造成工事を行って、8月からカントリーの建設工事を行ったあと、令和5年の5月、麦より荷受稼働を計画いたしております。

概要につきましては、以上です。

事務局長 以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお願いたします。

議長 事務局と〇〇の説明が終わりました。これについて地元委員の補足説明をお願いします。

〇番 〇〇委員。

〇番 〇番の〇〇です。

ただ今の申請案件につきまして、事務局並びに〇〇のほうから説明がありましたとおりでございます。農地転用許可については、法で定める立地基準で建設予定地の周辺に農地がある第1種に該当いたしております。

また、一般基準については、財政力、社会的に信用性がある譲受者であり、要件にも問題はなく申請をいたす基準となっております。

よって、転用許可については、農業委員の皆さん方も、ご承知のとおりと思えますけれども、基準に該当しているため、転用はやむを得ないと思っております。

しかし、担当農業委員としての所見を申し上げますと、立地場所は、できるだけ、受益面積の中心部で、なおかつ交通面、水害にも支障のない場所を建設場所として、

検討すべきではなかったかどうかと思っておりましたので、実は、受益者面積内の〇〇・〇〇・〇〇地区の農業委員の方にお集まりをいただき、11月22日と12月1日の2回に亘って、〇〇の代表者、〇〇、役場の担当課と今回の建設の場所、営農状況に支障はないかと、ご説明をしていただいたところでございます。その時の農業委員会の意見としまして、建設用地は、中心部より西側になっております。そのために、〇〇地区の利用者は、距離が長くなり、搬入時間に妨げになるのではないかと。

また、交通面では、夕方の時間帯で、通勤・通学で混雑が予想される。

最後に、防災面では、令和元年、また、本年の大雨で建設予定地前の道路が30cmほど浸かったというふうなところをごさいますて、周辺に、もう少し高い場所はなかったかどうかと、また、建設後、大雨によって機械等に支障が出てこないかというふうな質問、要望をいたしました。

その時に、〇〇・〇〇からの回答として、〇〇地区からの搬入時間の妨げにならないように、現〇〇共乾をサブ共乾として、利用していくとお話ございました。

また、水害対策につきましては、盛土をして、道路より平均で、1.1mほど高くして水害に対応していく。また、今後さらにこういう事を踏まえながら、組合員の負担軽減を行っていきたく回答がございましたので、譲受人の〇〇との協議は終了しました。

こういったことを踏まえまして、12月1日の会議終了後、会長はじめ、〇〇・〇〇・〇〇地区の農業委員で現地の確認を行いました。現地の現状は、中心部より離れておりますが、幸いに、民家もなく、騒音、粉じん等の影響も少ない所であります。水害の対応については、幾分懸念は残りますが、今回の計画にあたっては、事前に農業者よりアンケートを取り、80%の同意を得、また、周辺の農地の所有者・耕作者・生産組合長からも同意を得ていることから、現地を確認していただきました農業委員みなさんも含めて、転用はやむを得ないと判断いたしました。

少し長くなりましたが、ご審議をよろしくお願いします。

議長 ありがとうございます。地元委員の補足説明が終わりました。
質疑ご意見ございましたらどうぞ。

〇番 〇番の〇〇と申します。

2点ほど、事業者のほうに確認をさせていただきたいと思えます。

利用者並びに関係者等についての、事前の調整については、先ほど〇〇委員からありましたが、8割程度の同意を得ているということでしたが、私が懸念をしていたのが、委員というよりも組合員の立場に立ってですね、実は〇〇・〇〇共乾の計画策定時に、稼働についての若干の議論があって、当時の米麦の作付状況と消費動向等の中から、一定程度の割合で、機械の規模等については積算をしたとありまして、ところが、4年ぐらい前から急激に稼働率が悪くなったと。というのが、米の価格低迷等が出てきて、場合によっては消費の減少等もあってですね。やはり、米の作付面積、それと、国の転作というか、新たな作物への転換等の推進等もあって

ですね、稼働率がものすごく悪くなったということで、実は、稼働率を上げるために、水田耕作の再編成というのがあってですね、生産者にとってみれば、いいところと悪いところが両方あって、なかなか困惑したという状況があって、稼働率を上げるためには、若干、生産者も我慢しないとという形になって、最終的には、作付計画を大幅に見直しして、利用率を上げようという形になったのですが、これからの状況を考えていくなかで、共乾施設の稼働につきましても、米・麦が稼働対象になるわけですが、今後の作付面積、佐賀の米の魅力についてのPR活動等をして消費の拡大等もあると思うのですが、そこら辺の見通しを立てた上で、今回の規模等についてですね、それから、組合員さんたちの加入推進、参加等についてですね、そこら辺の見通しをお聞かせ願いたいと思います。これは、補足をさせていただく意味でお尋ねしたいと思います。

〇〇職員 〇〇センターの〇〇と申します。

今回の規模につきましては、7年間のうちの最高・最低を除いた5年平均の反収と最新年度の作付面積を見ながら、規模を決定したところです。近年ヒノヒカリの作付けが良多かったので、ヒノヒカリの処理量で規模を検討しておりましたが、近年麦が非常に豊作だったので、麦のほうで最高の処理量を決定しました。それに基づいて、基幹施設の規模を決定しました。

米の作付けについては、生産の目安等が出されるところではございますが、基本的にはそこに基づいて作付けをお願いしたいと思っています。ただ、状況がどう変わるかわかりませんが、その折にまた、再度検討したいと思います。利用率が下がれば、共乾運営が厳しくなりますので、共乾加入者の積極的な利用をお願いしていきたいと考えています。

〇番 不満ですけど、仕方ないです。

議長 次の方、どうぞ。

〇番 〇番の〇〇です。

反当の売買価格と、共乾の搬入についての質問です。5時頃になると、一般の車の量が多く、組合員の搬入の件ですが、交通事故に対しての対応はどうか。

それと、共乾の利用料はどのくらいになるのでしょうか。

〇〇職員 まず、売買価格からです。売買価格につきまして、税金、所得税等々、転用の精算金も含めて、〇〇円/m²です。

〇番 反当いくらですか。

〇〇職員 反当〇〇万です。取得税、土地改良区の精算金含めまして、地権者の方に、お支払いをしていただくということを含めて、金額を設定させていただいています。

〇番 〇〇支所ができたときは、〇〇万～〇〇万でしたか。

〇〇職員 〇〇支所の資料を持っていないのでわかりません。

〇〇理事 思ってもみない質問で資料がございませんので、申し訳ございませんが、資料がないとはっきり申し上げられません。

〇〇職員 交通関係、車の通りが多いということですが、敷地内に入ったところについては、車両の待機場を約4レーン作って、それぞれ並んでいただくような体制を取っております。混雑するようであれば交通整理までしようかと思っております。また、利用料金ですが、〇〇円/kgの利用料ということで試算をしております。

議長 次の質問に移ります。

〇番 〇番の〇〇です。

あの場所は、第1種農地です。第1種農地は、どういう意味合いで第1種農地かと言うと、なるべくこういった所は作ってはいけませんと。我々、農業委員の立場としては、緑の農地を未来永劫残すため、第1種農地に大規模こういうものを作るのはさけるためと思います。

ここは、ちょっとした大雨でも浸かります。いくら、これだけの土地が必要だからといって、ここに作るのはあまりに無謀ではないかと。道路も狭く、交差点ではよく事故もあっているんで、この田んぼに何回も車が入っています。ここを選ばれたというのは、白石町内のことをよくご存じではないのではと思います。だからこの場所をあきらめて他の場所を探したほうがいいのではないのでしょうか。

議長 これについて、なにか意見ありますか。

〇〇職員 確かに、優良農地という点では、こういった施設の建設については、非常に申し訳なく思っているところです。ただ、今後、農業振興をして行く上でも重要な施設というところで、今回、整備を計画したところでございますし、これにつきましては、各共乾の会議の中でも、かなり老朽化をしているという中で、再編整備をしないといけないとの声も多く出ていたため、共乾利用者、代表者と話をしながら決定をさせていただいたところでございますので、優良農地という件はございますが、そこは、ご理解いただきましてご了承願えればと思っております。よろしく願いいたします。

議長 次、どうぞ。

○番 ○番の○○です。

先ほどの処理能力の件でご説明がありましたけれども、過去7年間平均を取って決めたと、その中でも、麦の生産量が増えているから、麦を主体に考えましたとのお話だったと思うのですが、現状を見ると、将来的に生産量は農業者の高齢化、後継者問題等を含めると増えていく状況にはないと思うわけですが、将来的にも先ほどの処理能力を増えるか現状維持か、それまでお考えですか。減少するとは考えてはいらっしゃらないですか。

○○職員 先ほど7中5とか、そういったところを申し上げましたが補助事業申請の手続きに基づき、実績等の数値を用いて計画策定をしております。今後利用面積の増加は厳しく、現状維持をできればと考えております。栽培者は減少するかもわかりませんが、農地は地域の後継者等により維持されていくと思われまますので、現状維持できればと思います。

現在の作付面積に過去の平均反収をかけて処理量を算出しており、これより小さい規模で建設を行ってしまうと現在の面積の処理ができないため、説明した内容の算出方法で規模決定を行い、協議を進めています。

○番 わかりました。

やはり、作るからには、経営ですので維持していかなければいけないと。それが最終的には○○委員からも話があったように、経営的に成り立たないような施設だったら問題だと思えます。そういうことで、うまく行くように、経営のほうをよろしくお願ひしたいと思えます。

それから、もう1点。私は○○地域なのですが、先ほどの説明の中で、○○の干拓共乾をサブ施設と考えているというふうなことで、忙しい時にはサブ施設で忙しさを逃れることができるような説明を受けました。当初から、米・麦については、基本的には○○については干拓共乾に搬入するといった考えですか。新たな共乾施設への搬入は、○○地区についてはあまり考えてないということでしょうか。

○○委員 受益というところですね。○○干拓共乾については、米・麦・大豆共乾を併設するようにいたしております。今、大豆共乾は、○○西部共乾と○○カントリーで大豆の荷受・調製を行っておりますが、米の調製が終わらないと大豆の荷受けができない現状があるため、今回、○○干拓共乾を米・麦と大豆の施設を併設します。米麦につきましては先ほど説明したとおりの搬入・計量をしたものを生、もしくは予備乾燥をして、新しいカントリーのほうに輸送をします。荷受けが済めば、すぐに大豆の荷受体制ができるよう考えております。

○○地区から新設のカントリーには搬入できないということではなくて、○○

地区共乾運営委員会の中で、それぞれの施設への搬入する地域の区分や荷受体制をどうするかと協議をお願いしているところでございます。そこら辺については、今後協議を詰めていくというところでございます。

○番　　ちょっとお聞きしたいのが、旧3町から1ヶ所に集まるということですので、交通量のこと説明がありましたけれども、その辺が心配と同時に、搬入に持ってきたのだけれども、長く待たないといけなかったよという心配はないのか。先ほどの説明ですと、待機用のスペースも用意されているということだから、待機を前提とした建設ではないでしょうね。

○○職員　混雑や待機を前提としての待機レーンではありません。平年の収量であれば現在の面積を元に荷受け設備の規模決定をしておりますので十分処理は可能です。

ただ、刈取時期の天候不順などで一時的な混雑は想定されるため、周辺道路の渋滞防止を目的に、それと、交差点があるため色々な方向から車が集まることから構内での事故防止を目的に一方通行で荷受けを行うよう考えており、待機レーンを設けております。基幹施設の荷受けは、トラックスケール方式を採用しております。始めに荷を載せた状態で全重量を計量し、その後荷受ホッパーへ投入します。その後、空の状態を計量を行い、荷受け量の算出を行う方式です。近年の新施設ではこの方式が採用されており、スムーズな荷受けが行われております。

議長　　ありがとうございました。ほかにないですか。

○番　　○番の○○です。

先ほど、いろいろご質問もあっておりますけれども、私も○○地域の農業委員をしておりますけれども、まず、今回の申請の所につきましては、いろんなご意見もあっておりましたように、中心部ではないということになりますと、やはり、一番遠くなるのは、○○地域ですね。○○の一部、下の地域とか、そういうところは遠いのではないかなと思っております。それが、1点。

それと、○○地域での干拓共乾はサブの施設ということで、これは今まで通り、同じ米は米の中でもモチまで含めて品種がいろいろあります。それを、現在と同様な形で処理をしていただけるものなのか。

それと、サブ施設というのをどれくらいまで、将来永劫、サブ施設として利用していただくのか、その辺をお聞きしたいと思い質問をさせていただきました。

○○理事　○○地域のほうからお世話になります、○○といいます。

先ほど○○さんから質問がありました、○○地域の人が非常に交通的に不便を被るのではないかと。中心地と言え、○○の上区、中区、このへんの地域なんですよ。私も決める時にそのような主張をしておりました。しかし、近隣に迷惑がかからない。大きな道路が傍にある。通勤とか子供たちに迷惑がかからない

という所で、今回の申請地を選んだわけですが、まずは、近隣に迷惑が掛からないように住宅地がないところを優先しようと。それと傍に大きな道路、県道36号線とか国道444号線もありますが、県道や国道沿いには条件にあうまとまった土地がなく、広域農道沿いで選定をしたというところでございます。

〇〇さんの質問ではなかったのですが、前に〇番の委員から説明があった第1種農地だよと。そういうところは大切にしていかなければならないのですが、緑の農地を守るためには、白石平野の全体の農業振興、そして米麦の産地として、若い人のためにこういった施設を作っていかないと、今後、今のような老朽施設で、修理代、補修費ばかり掛かって、迷惑がかかるので、農家負担を考えると補助事業を使ってこういった大きな施設を作ってやっていくというのが将来的にもいいのではないかと、若い人からは早く施設を作ってくれという声も上がっております。そういったところで今回の事業になったということでございます。

あと、干拓共乾がサブ施設で、当初の事業申請については、処理量としては、小麦の処理量で算出していますけれども、そこは、3地区の委員が集まって共乾再編準備委員会を設立していますので、今後、搬入の範囲や品種について話し合っていきます。

ただ、サブ施設に全期間、オペレーターとか事務員を置くのも経費節減という意味からどうなのかなというところもいろいろ検討していただいて今後決定をしていただくと考えています。〇〇共乾が、あまり補修もなく続いていけば、今のところ、ずっと続けていきます。何年までとか何年で打ち切りますという話はまだ出てはおりませんので、よろしくをお願いします。

〇番 〇〇理事から説明を受けましたが、サブ施設の〇〇地域においては、事前説明会の時に申しあげましたように、〇〇の私の所から役場まで15分かかります。往復だと30分。それに荷受けに10分。コンバインが刈っているところから搬入するのに40分かかります。そういう事を考えると、〇〇の農業委員はそこで賛成したのかと言われます。私達もどう説明したものかというのがありまして、〇〇地域においてはサブ施設の充実というのは将来的にもしていけないと納得されないのではないかと思いますので、質問をさせていただいたところです。

〇〇理事 その待ち時間ですが、確かに生産者、配偶者の負担にはなるかと思えます。ただ、もっと全体の事を考えて農業振興、白石平野の農業振興を考えた場合には、やはり、他の経費を削減していかないと、今後、生産者減っていくばかりです。そういったところを総合的に考えて、一部遠距離の方も交通の不便はあるかと思いますが、それを上回るような所得の向上とか農業面でのいいところを波及していきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

〇番 〇〇理事さん、経費削減という話をよくされますが、これを作ることによってですね。それは、共乾は経費節減になるけれど、生産者は経費増大になります。その辺はもう少し考えてほしいと思ひます。

この事業が、補助期間が短いので、性急に作りすぎているのではないかと感じております。

議長 次の方。

○番 ○番、○○です。

私が言っているのは、作る場所を言っているのであって、他の場所に作ってもらえばいいわけです。私は、○○がなぜここに決められたかを聞いています。既存の共乾を潰してでも、新しく作り替えるということも一つはあるし、私は、ここに共乾を作ってはダメだとは言っていないです。ここではなくて、ほかにあるのではと、ここに決めた理由を聞いています。

○○理事 繰り返しになりますけれども、この場所に選定をしたというのは、近隣に住宅地がない所という事を先ほども言いました。最新の設備になるため粉塵や騒音は少なくなるものの、無くなるわけではありませんので、住宅密集地となると近隣住民への迷惑を1番考えました。そこで、今回の場所が、見渡しても、ほとんど、住宅地がない所です。やはり、それが第1です。

それと、交通の便ですね。そんなに頻繁に通るような県道とか国道ではない、広域農道ではありますけれど、そこを通過して入れる所、大型車両が入れますからそういったところを選定したのが2点目です。

あと、水害の関係もあります。確かに、今回、あるいは、2年前、あの場所は田んぼが大きく浸かりました。そういったところの経験も踏まえて、今回、どうしようかと私どもも検討をして、まず、盛土をして、そこに水が入って来ないように、その水が、周辺の用水路を通過して田んぼに行くようにといたしました。

これは、国の要望なので、中央会を通じながら、県を通して、国交省に出向いて、国交省の官僚にも働きかけを行って、六角川の水域の整備も今後、必要ではないかと、条件を揃えていけば、あのような水害もなくなるのではないかと、私達は期待しております。

○番 ○番の○○です。

私が言ったことに、まったく答えになっていません。私も土建屋をして、圃場整備もしてきて、六角川の堤防の嵩上げ工事もしてきました。圃場整備もしてきて、あの辺が一番低いと、標高図面があるはずですが、白石町全部を見てみて、ここより少し東の○○あたりが、標高も高いし、一番真ん中ですよ。

議長 これについて、ご意見ありますか。

○○理事 私達も話し合いのなかで、土地を選定する場合に、どこがいいかいろんな条件がありました。総合的に、いろんな観点から、結論としては、今回の場所になったということで、ご理解をいただきたい。

何度も言いますが、やはり、近隣の住民の迷惑がかからない。そして、交通の便がいいという所。そういった所を選定させていただいたところでございますので、よろしくお願いします。

○番 既存の施設は、皆さんに迷惑かけている訳ですね。今ある共乾施設は、ずっと迷惑をかけてきたということですね。そういう言い方になりますよ。

〇〇理事 既存の施設を維持していけば、これからの10年間で19億の補修費が掛かると算定しております。そういったところで、まずは、そこに搬入する生産者、農家の心を汲んでいくのが、私達〇〇ですので、そういったところを十分理解いただいて、〇〇西部共乾、〇〇小学校の東側の共乾が一番古いです。そこに、搬入されている農家から、ずっと要望をいただいております。なるべく早く、なるべく早くということで、当初は平成29年ぐらいに建設予定となっていました、段々、段々、先送りになって、非常に迷惑が掛かっております。

近隣の住民に迷惑が掛かるというのが、一部の施設で粉塵や騒音や周辺の渋滞などでご迷惑をかけている施設があるのが現状です。近隣住民に、全部が全部、ご迷惑が掛かっている訳ではございません。

議長 ほかにありませんか。

○番 〇番の〇〇です。

〇〇支所の1反当たりの土地の価格をまだ聞いていません。それと、今度のカントリーの土地価格がどうやって決まったか教えて下さい。

〇〇理事 まず、最初に〇〇新支所のあの土地の交渉の結果は、〇〇万/10aで決定しております。

そして、今回の転用予定地ですが、先ほど言いました〇〇万。これについては、指標がありまして、白石町の地価評価、主な箇所なり、施設周辺、そういった地価を参考にさせていただきました。

それで、用地を相談する交渉する段階では、何回となく地権者に相談いたしました。一番いい価格設定からスタートするのですが、地権者も考えがあり、こちらの要望もありますから、相互の接点、周辺の地価評価を鑑み落ち着いたという経緯としてあります。

○番 価格についてですけど、農業委員会のおっせん価格とすると4倍ぐらいになっていて、これからの農業委員会のおっせんがなかなか難しくなります。

事務局長 今回の案件については、農地法第5条の転用の部分でございます。通常、事業に供するものの転用につきましては、造成後の土地の価格を参考にされることがほとんどでございます。農地としての価格ではなく、転用後の価格を想定されて

いるところでございます。以上です。

○番 ○○の○○支所は、土地の価格は、○○万円ぐらいでしょうが。そうすると倍以上でしょうが。その辺のある程度の平均を取らないといけないのではないのでしょうか。住民さんが言われますよ。農業委員会の総会にかかって反対しなかったのかと。

事務局長 ○○支所の価格ですが、○○万。そこは、農業委員会でお話ができるような権限ではないです。

○番 農業委員会は通っても今度は地元説明会の時、価格が高いと言われるのでは当然ではないですかね。

○番 ○番○○です。

価格の関係等で素朴な質問だと私も理解していますし、私が経験してきた中からすると、正直○○万円で済んだなと思っています。

局長から説明があったように、売り手側からすると、今は農地ですよ。将来期待値というのがあって、財産に対する期待権というのがあって、よくご承知かと思うのですが、周りが開発されますと、地価というのはずっと上がって行きます。国が出しています地価評価額、それと、大蔵省が相続税のために作る相続のための価格と2つあると思うのですが、あれも若干違うのですが、農地として利用する価格と農地以外で利用する価格は雲泥の差があって、○○支所の場合についての大体の面積ですと、農地だけで考えると、通常の妥当価格で言うと○○万から○○万ぐらいの評価額です。ところが、あれを造成されて評価額がぐっと上がります。大体4倍くらいあがります。造成すると、平米にもよりますが、3,000㎡単位で、3,000㎡から倍くらいになると、評価額が1.5倍くらい。1町くらいになると、評価額は3倍くらいに上がります。そういう形で期待価格を考えると、もし、私が造成してそれを売り出そうとした時に、いくらで売りたいかという所の評価額を算定すると、地価評価額というやり方ありますが、大体あそこだったら、面積的に考えて約1万㎡ですので、○○万超すのかなと思います。周りには、農道が走っているし、ちょっと行けば県道もあるという感覚の中で○○万くらいなるのかなあと。企業だったらそのくらいで買いますよ。1万㎡だったら。

ただ、我々の感覚が農地ですから、わあって感じですよ。ひがみ根性で言ったら、そがん高く売ったねと、正直、税金も結構取られるので、農地としての売買の非課税分がなくなりますから。税金もかかりますし、次の年の住民税にも掛かってきますから、結構、売った方の負担は、これだけ売ったのにこんなに税金取られるのかという感覚です。ですから、表面的には、○○万高いねと思うけど、譲渡税取られて、来年は、もしかしたら健康保険料はマックスで、住民税もマックスですよ。

そういう事も、頭に入れていただいて、少し、頭を冷やしてもらったらなと思い発言させてもらいました。

議長 貴重な意見、ありがとうございます。
ほかにないですか。

○番 ○番、〇〇の〇〇です。

干拓共乾は、サブ施設という事で、米・麦・大豆で活用して行くという事ですが、むこうの農家の方は、この新しい施設の稼働率が落ちた時には、干拓施設の老朽化とかを原因に挙げて〇〇の地域の人達にも、こっちに持って来るような心配をされています。干拓サブ施設のこれからの充実と、今心配しているようなことはないということを、ここで言ってもらえれば、〇〇の農業委員としては、安心するのですが。

〇〇職員 〇〇干拓共乾につきましては、米麦のサブ施設として整備をしますし、また、大豆の基幹施設になりますので、継続的に使用していく施設として位置付けています。

○番 ○番、〇〇です。

第2施設、〇〇共乾のことだと思いますけれど、大豆を乾燥・調製までと言われましたけれども、大豆の乾燥・調製までするのですか。

〇〇職員 乾燥機は使いません。貯留ビンの中で乾かして、調製までします。

○番 ○番の〇〇です。

盛土の件ですが、あそこに、1.1mほど盛土と言われましたけれども、GLから1.1m上げたら、大体沈下率が、30%として、年間2cm3cm4cmほど、下がります。そしたら、25年経ったらフラットになるわけですよ、盛土しても。

元々、水が滞水する所は、非常に軟弱です。でも、滞水しない所、標高図面が高い所は、なかなか下がらないわけです。土木で言うと。

一番極端な例で言うと、個人の土地を言うのは失礼ですけども、国道444号の下に〇〇金属というのがあります。あそこが、盛土する時、深浦ダムの残土で盛土をしました。水路が南のほうにあり、北のほうは道路です。前は、積荷を道路でしていたわけですが、あそこは、小学生がよく通る通学路ですから、それは困ると、中でしていただけないかと社長に言いました。それで、車は外に出さずに、中でしますと、拡張をされました。

ここも、建物が建てば、角は見えないです。待機ラインは道路側を取ってありますが、こういう大きな建物が建てば、まず、事故の常習地になることは第一ですね。そして、1.1m盛土したら、円弧滑りが起きるのではと心配しています。例えば、北側の道路の向こうが水路ですが、水路に適切なあれをしていないので、一歩間違えれば、こちらの重みで円弧滑りを起こして、たぶん、水路が滑ると思います。埋め戻しをする時に、ギリギリいっぱい盛られると思いますが、円弧滑りを起こして、通行止めをしないとイケないかもしれません。そういうことを考えれば、ここに作

らない方があなた達のためです。私は、作るなど言う権利はありませんが、国の締め切りもあるかもしれませんが、もう少し標高図面でも見て、高い所に建てれば、それで、図面的にも真ん中のほうに建てればと思います。もう一度、考え直されたらどうですか。以上です。

議長 時間も相当過ぎております。質問は、簡単をお願いします。
ほかにありませんか。

○番 共乾の再編対策の中で、今言われているのは、6施設の統廃合だと思いますけれど、先々を見越して行けば、結局どこの共乾も、耐用年数が過ぎ去って、古く、傷んで行く施設になりますので、相乗り入れ的なものも、考えておられるのかが一つ。
それから、経費削減の上で、共乾の上にも、電気料の引き下げというか、太陽光発電とかを考えているのかの2点お願いしたいと思います。

○○職員 1点目ではありますが、共乾施設ある中で、目の前の共乾に搬入ができないか、相互乗り入れのことと思いますが、今回の再編、○○・○○・○○地区の共乾の再編が終了しますと、○○地区の共乾施設、の再編を計画したいと考えております。これにつきましては、○○地区の共乾の委員長からもご意見等も出てきておりますし、連絡協議会の中でも、そういったご意見があつているところがございますから、これが済めば、○○地区の共乾の再編へと進めて行きたいと思つているところです。
○○が済んだら、同時に、最終的にカントリーが3つ、サブ施設が2つ、5つの施設の中で、白石管内については、共乾施設を運用しながら、利用料金の統一を図って、相互乗り入れをできる形を取りたいと、こちら側としても計画をしたいと思つておりますし、また、座談会等でも、そういった要望があつておりましたので、それについて、今、検討をしているところです。
それと、太陽光については、協議・計画はしておりません。

議長 ほかにないですか。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入りたいと思います。ここで、事業主体の方の退席をお願いいたします。

(事業主体関係者退席)

議長 それでは、採決に入ります。議案番号第195号に賛成の方の挙手を求めます。

(21名挙手)

議長 ありがとうございます。賛成者 21 名。賛成多数と認め、議案番号第 195 号は原案のとおり申請を許可相当と認め、知事に進達することに決定いたします。

＝議案番号第 196 号＝

議長 続きまして、議案番号第 196 号を事務局に説明をお願いします。

事務局長 議案番号第 196 号。権利の種類は所有権移転、売買です。

申請農地は、大字深浦字竜王搦〇〇番、田 1,676 m²、同じく〇〇番、田 1,447 m²、計 3,123 m²です。

譲渡人は、白石町大字深浦〇〇番地（竜王）〇〇氏及び白石町大字深浦〇〇番地（竜王）〇〇氏です。

譲受人は、長崎県大村市皆同町〇〇番地（長崎県）有限会社〇〇 代表取締役〇〇氏です。

転用目的からその他参考事項は、議案書のとおりです。

農地区分は第 2 種農地。

農地区分の該当事項は、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地でございます。

許可基準の該当事項としまして、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るものでございます。

土地改良施設等への影響もなく、その他許可要件も全て満たしていることから、申請は妥当と判断し受理しております。

議案の位置図は、7 ページから 8 ページをご覧ください。

以上で説明を終わります。ご審議方よろしく願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて地元委員の補足説明をお願いします。〇番 〇〇委員。

〇番 〇番の〇〇です。

地元農業委員として 11 月 30 日に事務局と現地確認を行いました。

本地区は、国道と JR 長崎線に隣接する農地で、圃場整備の地区外になっていません。

今回の申請は、倉庫兼事務所、駐車場、資材置場の整備をするものであります。

周辺農地への影響もなく、区長、生産組合長からも同意を得られていることから、転用はやむを得ないと判断致します。

ご審議をお願いします。

議長 ありがとうございます。地元委員の補足説明が終わりました。質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第 196 号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 196 号は原案のとおり申請を許可相当と認め、知事に進達することに決定いたします。

＝議案番号第 197 号＝

議長 続きまして、3.「農地の買受適格証明願（転用目的）について」を議題とします。議案番号第 197 号を事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第 197 号、農地の買受適格証明願（耕作目的）です。
申請農地は、大字福富字南喜太夫搦〇〇番、畑 84 m²です。
申請人は、福岡県久留米市三潴町玉満〇〇番地（福岡県）株式会社〇〇 代表取締役〇〇氏です。
転用目的からその他参考事項は、議案書のとおりです。
農地区分は第 1 種農地。
農地区分の該当事項は、概ね 10 ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地でございます。
許可基準の該当事項としまして、既存の施設の拡張でございます。
土地改良施設等への影響もなく、その他許可要件も全て満たしていることから、申請は妥当と判断し受理しております。
議案の位置図は、9 ページから 10 ページをご覧ください。
以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて地元委員の補足説明をお願いします。〇番 〇〇委員。

〇番 〇番の〇〇です。
地元農業委員として 12 月 3 日に事務局と現地確認を行いました。
今回の申請は、農地の競売、公売に参加する時に必要な証明を受けるためのものです。
該当の農地については、現在の所有者が無断転用されており、申請人が買受後は農地法 5 条での申請をされる予定です。
申請書類についても、必要書類は提出されており問題ないと判断します。

ご審議をお願いします。

議長 ありがとうございます。地元委員の補足説明が終わりました。
質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第 197 号に賛成の方の挙手を求め
ます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 197 号は原案のとおり申請
を許可相当と認め、知事に進達することに決定いたします。

＝議案番号第 198 号＝

議長 続きまして、4. 議案番号第 198 号「令和 3 年白石町農用地利用集積計画（12 号）
の承認決定について」を議題とします。事務局に説明を求めます。

事務局 議案番号第 198 号の「令和 3 年白石町農用地利用集積計画（12 号）について」
ご説明いたします。

はじめに「所有権移転関係」でございます。今回は 3 件となっております。

詳細は 1 ページをご覧ください。

続きまして、「利用権設定関係」でございます。

2 ページから 6 ページに相対での設定が 25 件、7 ページから 11 ページの農地中
間管理機構への利用権設定関係が 49 件、合わせて 74 件の計画が提出されており、
賃借権設定が 73 件、使用貸借権が 1 件となっています。

区分の内訳として新規が 55 件、また、新規のうち、自作地から新たに利用権設
定をされるものが 18 件ありました。再設定は 19 件でした。

今回の利用権の総面積は 425,308 m²です。

利用権設定を受ける借り手につきましては、個人によるものが 22 件、株式会社
によるものが 3 件、農地中間管理機構によるものが 49 件となっています。

なお、今回の計画の中で未相続農地は 12 件となっています。

以上、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たすものとして 77 件
とも承認が相当と判断いたします。

ご審議の程よろしく願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。

まず、所有権移転について審議します。
これにつきまして、質疑、ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので、採決に入ります。議案番号第 198 号（所有権移転）について賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 198 号（所有権移転）については、原案どおり当委員会において承認することに決定いたします。

議長 次に、利用権設定について審議します。
それでは、質疑、ご意見ございましたらどうぞ。

○番 久治の方で、〇〇さん。錦江の方。現在、農業をされている方ですか。

事務局 利用権設定をするもので、お名前が挙がっている 5 ページでいくと、〇〇様の後継者になられます。後継者に対する移譲と言いますか、利用権の設定です。

○番 わかりました。

議長 ほかにないですか。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので、採決に入ります。議案番号第 198 号（利用権設定）について賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 198 号（利用権設定）については、原案どおり当委員会において承認することに決定いたします。

= 議案番号第 199 号 ～ 議案番号第 201 号 =

議長 続きまして 5.「農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づくあっせん委員の指名について」を議題とします。

議案番号第 199 号、農地の売渡し希望について事務局に説明を求めます。

事務局長 ご説明いたします。農地の売渡し希望でございます。

議案番号第 199 号。

申出農地は、大字福富字中直江〇〇番、田 1,604 m²、同じく〇〇番、田 3,033 m²、同じく〇〇番、田 3,447 m²、計 8,084 m²でございます。

あっせん申出者は、白石町大字福富〇〇番地（北区）〇〇氏です。

申請理由は、後継者なしのための農地処分でございます。

議案の位置図は、11 ページをご覧ください。

次に、農地の借受希望です。

議案番号第 200 号。

希望農地の条件につきましては、福富地域の上区、中区、下区、東区、南区で、レンコン作付け可能な水路沿いの、スタブルカルチ未施工の圃場で、1 区画 60 a ～ 70 a の田でございます。作付作目は、レンコンです。

あっせん申出者は、白石町大字福富〇〇番地（下区）〇〇氏です。

議案番号第 201 号。

希望農地の条件につきましては、大字坂田地区内の古賀、原田、坂田で、露地野菜作付け予定であるため、水路沿いで、2～3 haの規模拡大を希望されています。作付作目は、米・麦・大豆、キャベツ、ブロッコリーです。

あっせん申出者は、白石町大字坂田〇〇番地（坂田）〇〇氏です。

以上、議案第 199 号から議案第 201 号です。

白石町農地移動適正化あっせん事業、実施要領 5 の（8）に農業委員の中からあっせん委員を 2 名指名すると定めてありますので、議案番号第 199 号から議案番号第 201 号までご審議のほどよろしくお願いいたします。

なお、主となる予定のあっせん委員の氏名を議案書に記載しています。もうお一人のあっせん委員の番号と氏名をお願いすることになります。

以上で説明を終わります。ご審議がたよろしく申し上げます。

議長 議案番号第 199 号から議案番号第 201 号まで、事務局の説明が終わりました。あっせん委員 2 名の選任についてよろしく申し上げます。

議長 議案番号第 199 号。

委員 〇番 〇〇委員、〇番 〇〇委員でお願いします。

議長 議案番号第 200 号。

委員 ○番 ○○委員、○番 ○○委員をお願いします。

議長 議案番号第 201 号。

委員 ○番 ○○委員、○番 ○○委員をお願いします。

議長 それでは、確認をいたします。

議案番号第 199 号 ○番 ○○委員、○番 ○○委員。

議案番号第 200 号 ○番 ○○委員、○番 ○○委員。

議案番号第 201 号 ○番 ○○委員、○番 ○○委員。

それでは、事務局の担当の職員をお願いします。

事務局長 事務局担当者を議案書に書いておりますので確認をします。

議案番号第 199 号は、○○。

議案番号第 200 号は、○○。

議案番号第 201 号は、○○。

連絡調整につきましては、担当者へお願いします。

議長 これをもちまして全議案終了いたしましたので、続いて報告事項に移ります。

事務局 (事務局より報告事項を行う)

- 1 合意解約の報告
- 2 あっせん申し出の取り下げについて

議長 報告も終わりましたので、続きまして、業務連絡に入ります。事務局より業務連絡をお願いします。

事務局 (事務局より業務連絡事項について説明)

業務連絡事項

- 1 令和 4 年第 1 回農業委員会総会の日時及び場所
- 2 その他

議長 それでは、全件終了しましたので、以上をもちまして本日の総会を閉会いたします。

閉会時刻 午前 11 時 00 分

以上のとおり、農業委員会等に関する法律第 27 条の規定に基づく議事の顛末を記録し、白石町農業委員会会議規則第 18 条の規定により、ここに署名する。

令和 年 月 日

白石町農業委員会

会 長

会議録署名委員

会議録署名委員